

## 議案第37号

町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則  
について

上記の議案を提出する。

2024年3月29日提出  
町田市教育委員会  
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、次の理由により改正するものです。

- (1) 2024年4月1日に実施する組織改正に伴い、鶴川地域図書館サービス係を廃止するため
- (2) 事務の廃止に伴い、関係する規定を整理するため
- (3) 町田市生涯学習審議会条例の改正及び町田市社会教育委員の設置に関する条例の廃止に伴い、関係する規定を整理するため

令和6年（2024年）第1回市議会定例会に上程する町田市生涯学習審議会条例の一部を改正する条例の可決を条件として、別紙のとおり、町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

## 1 改正理由

改正の理由は、次のとおりです。

- (1) 2024年4月1日に実施する組織改正に伴い、鶴川地域図書館サービス係を廃止するため
- (2) 事務の廃止に伴い、関係する規定を整理するため
- (3) 町田市生涯学習審議会条例の改正及び町田市社会教育委員の設置に関する条例の廃止に伴い、関係する規定を整理するため

## 2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 町田市立図書館の係から鶴川地域図書館サービス係を削ります。(第17条関係)
- (2) 教育センターの所掌事務のうち廃止された事務に係る規定を削ります。(別表第1関係)
- (3) 教育委員会の所管に属する附属機関から町田市社会教育委員を削るとともに、生涯学習総務課の所掌事務から社会教育委員に関するものを削ります。(別表第1及び別表第2関係)
- (4) 教育委員会の所管に属する附属機関のうち町田市生涯学習審議会の設置目的に関する規定を改めます。(別表第2関係)
- (5) その他文言の整理を行います。

## 3 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則（平成13年3月町田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後			改正前		
<p>(教育機関)</p> <p>第16条 略</p> <p>第17条 町田市立図書館条例（令和3年3月町田市条例第15号）第1条の規定により設置された町田市立図書館（以下「図書館」という。）に総務係、企画・地域支援係、資料管理係、中央図書館サービス係、さるびあ図書館サービス係、金森図書館サービス係、忠生地域図書館サービス係及び堺図書館サービス係を置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>			<p>(教育機関)</p> <p>第16条 略</p> <p>第17条 町田市立図書館条例（令和3年3月町田市条例第15号）第1条の規定により設置された町田市立図書館（以下「図書館」という。）に総務係、企画・地域支援係、資料管理係、中央図書館サービス係、さるびあ図書館サービス係、<u>鶴川地域図書館サービス係</u>、金森図書館サービス係、忠生地域図書館サービス係及び堺図書館サービス係を置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>		
学 校 教 育 部	略	略	学 校 教 育 部	略	略
	教 育 セ ン タ ー	(1)～(3) 略 (4) 教育支援センターに関する こと。  (5)～(8) 略		教 育 セ ン タ ー	(1)～(3) 略 (4) <u>教育支援センター及びま ちだJUKU</u> に関するこ と。 (5)～(8) 略
生 涯 学 習 部	生 涯 学 習 総 務 課	(1) 略	生 涯 学 習 部	生 涯 学 習 総 務 課	(1) 略
		(2) 略			(2) <u>社会教育委員に関するこ と。</u>
		(3) 略			(3) 略
		(4) 略			(4) 略
		(5) 略			(5) 略
		(6) 略			(6) 略
		(7) 略			(7) 略
		(8) 略			(8) 略
		(9) 略			(9) 略
		(10) 略			(10) 略
		(11) 略			(11) 略
		(12) 略			

- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略

- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略

別表第2（第26条関係）

名称	設置目的	所管機関
略	略	略
町田市教育委員会 いじめ問題対策委員会	町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例（平成27年3月町田市条例第26号）第3条の規定に基づき、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策の推進について調査、審議し、その結果を答申するほか、 <u>教育委員会に意見を述べる</u> こと。	指導課
町田市生涯学習審議会	町田市生涯学習審議会条例（平成23年6月町田市条例第29号）第2条の規定に基づき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するほか、 <u>教育委員会に意見を述べる</u> こと。	生涯学習総務課

別表第2（第26条関係）

名称	設置目的	所管機関
略	略	略
町田市教育委員会 いじめ問題対策委員会	町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例（平成27年3月町田市条例第26号）第3条の規定に基づき、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策の推進について調査、審議し、その結果を答申すること。	指導課
町田市生涯学習審議会	町田市生涯学習審議会条例（平成23年6月町田市条例第29号）第2条の規定に基づき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	生涯学習総務課
町田市社会教育委員	<u>社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条の規定に基づき、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申し、又は建議するこ</u>	生涯学習総務課

略	略	略	と。	略	略
町田市立 図書館協 議会	図書館法（昭和25年法 律第118号）第14条 の規定に基づき、図書館 の運営に関し、館長の諮 問に応ずるとともに、図 書館の行う図書館奉仕 につき、館長に対して <u>意 見を述べる</u> こと。	図 書 館	町田市立 図書館協 議会	図書館法（昭和25年法 律第118号）第14条 の規定に基づき、図書館 の運営に関し、館長の諮 問に応ずるとともに、図 書館の行う図書館奉仕 につき、館長に対して <u>建 議する</u> こと。	図 書 館
町田市民 文学館運 営協議会	町田市民文学館条例第 20条の規定に基づき、 文学館の運営に <u>関する 基本的な事項について</u> 協議すること。	文 学 館	町田市民 文学館運 営協議会	町田市民文学館条例第 20条の規定に基づき、 文学館の運営に <u>関し、教 育委員会の諮問に応じ、 必要な事項を協議する</u> こと。	文 学 館

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。